平成２１年（フ）第３０３号
さいたま市北区宮原町３丁目376番地１
破産者　株式会社日本磁化学研究所
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２３号
さいたま市北区大成町４丁目746番地、旧住所さいたま市見沼区大字南中野３番地の27
破産者　株式会社カラサワファイン
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３０５４号
神奈川県横浜市鶴見区上末吉２丁目１－６－201
破産者　松澤　善行
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３０５５号
神奈川県横浜市鶴見区上末吉２丁目１－６－201
破産者　松澤小百合
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２５５号
千葉県木更津市東中央３丁目５－８－302
破産者　濱田　　基
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８２７号
東京都江戸川区篠崎町１－281－１－201、住民票上の住所東京都大田区羽田５丁目26－11
破産者　西野　洋子
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０１３号
東京都港区赤坂２－16－６赤坂ＴＫビル
破産者　株式会社ポスティーノ
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４２８号
神奈川県横浜市保土ケ谷区上菅田町928
破産者　岩元　　剛（旧姓松原）
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４５４号
千葉県浦安市猫実５丁目14－８
破産者　横内　一浩
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１４５号
千葉県市川市田尻４丁目１－12－1102
破産者　戸塚　恭章
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１４６号
千葉県市川市下貝塚２丁目30－７
破産者　戸塚　愛子（旧姓甲斐）
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２６８号
東京都練馬区北町１丁目26－11－102
破産者　橋本　知明
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３３３号
東京都目黒区碑文谷６丁目１－13
破産者　石川　正憲
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７６７号
栃木県鹿沼市塩山町1044－４
破産者　石井美智子
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２７２号
埼玉県さいたま市南区太田窪５丁目８番５号
破産者　株式会社シーエムハウス
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２７３号
埼玉県さいたま市南区太田窪５丁目８－５
破産者　岡田　忠彦
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６５５号
東京都台東区東上野１丁目20－11－２Ｆ
破産者　江部美奈子こと　宋　　秀貞
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０９１号
茨城県稲敷郡河内町生板丁7261－１　ホワイトハイツ内野Ｂ101、開始決定時の住所千葉県習志野市鷺沼４丁目６－10
破産者　鈴木二三男
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３２７号
東京都中央区日本橋人形町３丁目５番９号
破産者　アムスフィールド合同会社
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３２８号
東京都足立区興野２丁目30－23
破産者　木幡　光夫
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３２９号
東京都足立区興野２丁目30－23
破産者　木幡　まき
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３４６号
東京都江戸川区西小岩１丁目27番20号
破産者　有限会社韓世
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部